

## 公益財団法人千葉市産業振興財団ニーズ対応型支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が別表に定める事業を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同項に規定する中小企業者が構成員の3分の2以上を占める任意のグループ（当該グループの構成員となっている中小企業者の利益となる場合に限る。）をいう。

(2) 創業者

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第2項に掲げるものをいう。

(3) 商店街

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第18号）第3条に規定する組合をいう。

(4) 商店街商圈に属する個店

小売業（飲食店を含む。）及びサービス業（個人を対象とした業を営むサービス業に限定する。）を営む店舗及び事業所をいう。

(5) 支援計画

コーディネーターが中小企業の高度なニーズに対応するために策定する計画

(6) 事業支援会議

財団コーディネーター、専門相談員等で構成された組織であり、財団が要綱、要領及び運用基準等に基づいて行う支援事業について、その適用の妥当性等の審議を行う会議

(7) コーディネーター等

コーディネーター及び専門相談員をいう。

(8) 専門家

財団が定めた要領に基づき、募集・審査をしたうえで登録した専門家をいう。

(9) アドバイザー

中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、商業施設士のいずれかの資格を有する者又はその他専門知識を有する者をいう。

(申込資格)

第3条 本事業の申込みをすることができる者は、前条第1号から第4号に掲げた者（以下「中小企業者等」）で原則として市内に本社若しくは事業所を置くものとする。

(事業の申込み)

第4条 本事業の申込みをする中小企業者等は、別表様式その他を財団理事長（以下「理事長」という。）に理事長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(支援の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合には、支援計画書と必要書類をもって事業支援会議において審査し、支援の可否を決定し、別表様式により申込者に通知をする。

2 前項の審査の前にコーディネーター等は申込者に対するヒアリング調査等を行い、支援計画書を作成するものとする。

(受益者負担金)

第6条 別表に定める専門家派遣事業、認証取得支援事業及び商業アドバイザー派遣事業(個店)による支援決定を受けた中小企業等(以下「対象者」という。)は通知書に記載された受益者負担金を財団に納入するものとする。

(支援計画の変更)

第7条 対象者は、支援計画を変更する場合は、事前にコーディネーター等と十分協議の上、支援計画変更届(様式第2号)を理事長に提出し、事業支援会議において報告するものとする。

(事業報告)

第8条 対象者は、本事業が終了した後、コーディネーター等の作成した支援事業報告書(様式第3号)と別表様式に従い、理事長に報告するものとする。

(謝金額の確定及び支払い)

第9条 財団は、前条の規定により報告を受けた場合には、報告書等の確認を行い、支援を決定した内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、派遣された専門家又はアドバイザーに対して謝金を支払うものとする。なお、謝金の支払いに際しては、原則として源泉徴収を行うものとする。

(補助金の支払い)

第10条 別表に定める新規市場開拓支援事業及び特許等取得支援事業の対象者は、第8条の事業報告に併せて、必要書類を添付のうえ、請求書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による請求が正当であると認められた場合には、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、補助金を対象者に支払うものとする。

(事後評価及び効果の確認)

第11条 財団は、一定期間経過後に支援を受けた中小企業者等に対してヒアリングを行うなど、随時、事業効果を把握するものとする。

(専門家、アドバイザーの業務範囲)

第12条 財団から派遣される専門家及びアドバイザーの業務範囲については、通知書に記載の内容に則してアドバイス等を行うものとし、財団から支払われる謝金の範囲内の業務に限定されるものであり、これを超える業務等については、本事業の対象外とする。

(専門家及びアドバイザーの守秘義務)

第13条 専門家及びアドバイザーは、派遣を引き受けることにより知り得る中小企業者等の秘密を厳守し自己の利益のために利用してはならない。また、財団は、対象者と専門家及びアドバイザーとの間で秘密保持契約の締結等の措置を講ずるよう促すものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

- 2 専門家派遣実施要綱、認証取得支援事業実施要綱、商業アドバイザー派遣実施要綱、新規市場開拓支援事業実施要綱及び特許等取得支援事業実施要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日より前にコーディネーター等が作成した事前調査報告書は、支援計画書と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

事業名	専門家派遣事業									
事業趣旨	市内の中小企業者等が有する課題（経営、技術、人材、情報化等）に対して専門家を派遣し、支援を行うことにより問題の解決を図り、創業や経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。									
補助対象者	市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者又は市内に事業の本拠を置く計画を持つ創業者とする。ただし、市内に本社を置かない中小企業者は、派遣先が市内の事業者であるものに限るものとする。									
対象事業 対象経費 上限額 上限日数 受益者負担率	<p>専門家派遣事業</p> <table border="1"> <tr> <td>対象経費</td> <td>専門家への謝金等</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>20千円以内（1日）</td> </tr> <tr> <td>上限日数</td> <td>3日以上15日以内</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>1/2以内</td> </tr> </table> <p>・但し、上限日数以上の派遣が必要と認められる場合は、上限日数60日以内（予算の範囲内）とする。</p>		対象経費	専門家への謝金等	上限額	20千円以内（1日）	上限日数	3日以上15日以内	受益者負担率	1/2以内
対象経費	専門家への謝金等									
上限額	20千円以内（1日）									
上限日数	3日以上15日以内									
受益者負担率	1/2以内									
備考	<p>・本事業における決定通知書に記載された受益者負担金（専門家に対する謝金の2分の1の額）を財団に納入するものとする。</p>									